

文部科学省改革実行本部の設置について

平成31年4月1日
文部科学大臣決定
令和4年12月7日一部改訂
令和6年2月13日一部改訂

1. 趣旨

「文部科学省創生実行計画」（平成31年3月29日文部科学大臣決定）に係る取組の進捗を管理し、取組効果を検証する等、不断の改革を推進するため、文部科学省改革実行本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 任務

- 「文部科学省創生実行計画」に係る取組の進捗管理、取組効果の検証
- 文部科学省創生に向けた取組の支援や追加的な取組の検討
- その他必要があると認められる事項

3. 構成員等

- ・本部は、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、文部科学審議官、官房長、各局長その他大臣が指名する職員により構成する。
- ・本部長は文部科学大臣とし、事務局長は省改革推進・コンプライアンス室長とする。

4. 庶務

本部の庶務は、大臣官房人事課、総務課、会計課及び政策課の協力を得て、省改革推進・コンプライアンス室が処理する。

5. その他

- ・上記構成員の他、必要な者を構成員に加えることができる。
- ・本部は原則として非公開とし、議事要旨及び配布資料は原則として公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を公表しないものとするができる。
- ・この他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。